

第 465 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 8 月 20 日（金） 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 465 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 465 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。</p> <p>異議申出の状況について、事務局から報告してください。</p>
加賀専門監	<p>8 月 3 日の審議会において、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示をしましたところ、8 月 12 日付けで岐阜県労働組合総連合と全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部から、8 月 18 日付けで生協労連コープぎふ労働組合からそれぞれ異議申出書が提出されましたので読み上げます。</p> <p>資料 1 ページから 7 ページを御覧下さい。</p> <p>(異議申出書を朗読)</p>

	<p>また、私の手元に有りますが、資料 11 ページのとおり、8 月 3 日に岐阜県春闘共闘会議から「最低賃金時間額を今すぐ 1000 円以上へ引き上げ、1500 円をめざすことを求める請願書」が、岐阜労働局長宛てに 101 筆追加で提出されましたことを御報告します。</p>
浅井会長	<p>只今の事務局からの説明のとおり、8 月 3 日付け当審議会における答申について異議申出がありましたので、その対応について畑労働局長から諮問を受けることとします。</p>
畑局長	<p>(諮問文を読み上げ、浅井会長に手渡す) よろしくをお願いします。</p>
浅井会長	<p>それでは、今回の異議申出について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。 まず、労働者側委員からお願いします。</p>
隣垣委員	<p>異議申出書の内容につきましては、真摯に受け止めさせていただきますが、再審議は必要ないと考えております。</p>
浅井会長	<p>次に、使用者側委員の御意見を伺います。</p>
安藤委員	<p>使用者側といたしましても同意見でございます。</p>
浅井会長	<p>只今、双方から御意見をお伺いしましたが、「再審議の必要性は無し。」との御意見で「先の答申を変更すべき。」との御意見はありませんでした。 「8 月 3 日付け答申のとおり。」ということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議無し。</p>
浅井会長	<p>異議が無いということですので、「8 月 3 日付け答申のとおり。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。</p>
事務局	<p>(答申案を準備し配布)</p>

浅井会長	答申案を読み上げてください。
加賀専門監	(答申案を朗読)
浅井会長	只今、読み上げられた案のとおり答申するという ことで、よろしいでしょうか。
各委員	異議無し。
浅井会長	事務局で答申文を用意して下さい。
浅井会長	では、答申します。 (浅井会長から畑局長に答申文を手渡す)
畑局長	只今、答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。 各委員の皆様方には、お忙しい中御審議をいただき、誠にありがとうございました。 直ちに改正決定の手続に入り、周知徹底と履行確保に万全を期したいと考えております。
浅井会長	それでは、議事を続けます。 議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性について」 です。 本件につきましては、8月3日の本審で結論を得ることが出来ず、本日まで結論を先延ばしいたしました。 ここで改めて労使双方から御意見をお伺いします。 まず、労働者側はいかがでしょう。
隣垣委員	前回の審議会でも再考を使用者側にお願いしておりますので使用者側からの発言をお願いします。
浅井会長	承知しました。それでは、使用者側いかがでしょう。

安藤委員	<p>焦点になっているのは、特定最低賃金の航空機の改正決定の必要性についてだと承知しております。</p> <p>その件で前回から再検討いただいております、その中で少し状況も変わってまいりましたので、その点について川本委員から御説明させていただきます。</p>
川本委員	<p>8月3日の答申議論の中で、航空機部品製造分野は業績が厳しい上、在籍出向などにより雇用維持しており事業存続も見通せない状況であるため、特定最賃の改正決定の必要性なしと申し上げました。</p> <p>一方、労働者サイドより、改正決定の必要性は労使関係にとって非常に重要なマターであり、労使が意見をぶつけあう場はどうしても必要であるとのご意見をいただきました。</p> <p>その御意見を踏まえ、部品製造22社で構成する部品製造会社の組合と再協議を行いました結果、労使関係の維持は重要であり雇用維持方策などを共有する必要があることから、審議には参加するとの結論になりました。</p> <p>ただし、審議に当たっては2つのことをお願いしたいと思います。一つ目は、特定賃金改正の「改正」の定義について、従来のプラスアルファありきではなく、0円や、場合によってはマイナスとすることも含めて、柔軟な運営をお願いしたいこと。二つ目は、当審議会を含め、労使間で今後に向けた建設的な議論をしていきたいということです。</p> <p>この2点をお願いしまして、航空機の特定最低賃金の改正決定の場を設けさせていただきたいと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
浅井会長	<p>ありがとうございました。使用者側は他に御意見ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(発言無し。)</p>
浅井会長	<p>只今、川本委員から使用者側の意見として発言がありました。</p> <p>これに対して労働者側の意見を伺いたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>

隣垣委員	まず確認したいのは、電機と自動車について、3日に御発言があったように必要性有りを受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。
浅井会長	議論の幅を特定するために使用者側から回答をお願いします。
安藤委員	電機、自動車については、前回発言させていただいたとおりでございます。
浅井会長	労働者側それでよろしいでしょうか。
隣垣委員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>川本委員からは航空機について御主張がございましたが、基本的に業界の厳しさは我々も理解しています。そのような状況下では労使関係をしっかり構築していくことが必要であり、その労使関係が発展することによって産業の生産性が上がっていくと我々は思っています。</p> <p>しかし、審議していく上でマイナスもあり得るということは受け入れられません。その一部だけを何とか御再考いただき、専門部会でしっかりと審議していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p>
浅井会長	労働者側、他に御意見有りますでしょうか。
各委員	(発言無し。)
浅井会長	<p>どちらも労使協議の場が必要であるということについては、共通な御意見をいただいたかと思っております。</p> <p>使用者側からは2点お願いがあり、継続した労使関係の中で協議を求めていきたいというところで前回の必要性無しという御意見とは変わりました。今回御意見をいただいたものと思っております。</p> <p>もう1点のマイナスもあるというお願いもございました。</p>

	<p>たが、今回審議していく上では受け入れられないという御意見もありました。</p> <p>ともあれ「労使関係の構築、発展のためにも特定最低賃金の改正決定の必要性有り」との御意見をいただいたと思います。</p> <p>そうしますと労使双方から御意見をいただき、3業種電機、自動車も含め航空機についても労使が議論の場につくことが重要であるということで、「改正決定の必要性有りとして専門部会で慎重に審議する。」という御意見でしたので当審議会として特定最低賃金改正決定の必要性については「必要性有り」と答申することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>御異議はございますでしょうか。</p>
各委員	異議無し。
浅井会長	<p>それでは、3件について「改正決定の必要性有り」で答申します。</p> <p>事務局で答申案を準備してください。</p>
事務局	(答申案を配布)
浅井会長	事務局で答申案を読み上げてください。
事務局	(答申案を読み上げる)
浅井会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議無し。
浅井会長	<p>では、案文のとおり答申することとします。</p> <p>事務局で答申文を準備してください。</p>
浅井会長	<p>では、答申します。</p> <p>(浅井会長から畑局長に答申文を手渡す)</p>

<p>畑局長</p>	<p>只今、3件の特定最低賃金について「改正決定の必要性有り」の答申をいただきましたので、続きましてこれら特定最低賃金の「金額改正」について諮問をさせていただきます。</p> <p>(畑局長が諮問文を朗読し、会長に手渡す。)</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>承知しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>(諮問文の写しを配布)</p>
<p>浅井会長</p>	<p>只今、局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うこととします。</p> <p>なお、審議会の議決についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき、従前どおり「全会一致の場合は、専門部会の決議をもって審議会の決議とする。」こととしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議無し。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>では、そのように進めてまいります。</p> <p>次に議題3「その他」について事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>加賀専門監</p>	<p>2点ございます。</p> <p>一つ目は、先ほど地域別最低賃金について「8月3日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、8月31日に官報公示をし、10月1日に改正発効といたします。</p> <p>二つ目は、特定最低賃金の改正決定について先ほど諮問を受け、専門部会を設置することとなりました。</p> <p>最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推せんに関する公示を本日行うこととし、推せん期日を9月9日(木)</p>

	<p>といたします。</p> <p>併せて、最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示も本日行うこととし、意見書の提出期日も同じく 9 月 9 日(木)といたします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	委員の皆様からは何かありますでしょうか。
各委員	(発言無し。)
浅井会長	それでは本日の審議会はこれをもちまして閉会といたします。